

福祉サービス第三者評価結果

①第三者評価機関名

一般社団法人 沖縄県社会福祉士会

訪問調査日：2025年12月5日

②施設・事業所情報(2025年11月現在)

名称：佐敷こども園	種別：公私連携幼保連携型認定こども園	
理事長・園長：大田朝史	定員（利用人数）： 110（100）名	
所在地：沖縄県南城市佐敷1246番地2		
TEL：098-947-1875	ホームページ：	https://www.sashikodomoen.jp/
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：2023（令和5）年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 高原会		
職員数	常勤職員： 15名	非常勤職員： 9名
専門職員	(専門職の名称)	
	保育教諭 16名	子育て支援員 2名
	幼稚園教諭 2名	
施設・設備の概要	教育・保育室（冷房完備）、ホール、園庭、簡易プール、給食保管室、防犯ベル・安全監視カメラ、警備システム、事務室、静養室	

③理念・基本方針

理念

子どもの育ちに寄り添い、保護者と共に最善を尽くし発達の保障を行い、保護者から信頼されるこども園を目指し地域の子育て支援の推進を図り社会貢献していく。

基本方針

- ・一人ひとりの個性を大切に、愛情豊かな教育・保育を実践する
- ・様々な人との関わりの中で、思いやりのある心を育てる
- ・保護者の気持ちに寄り添い、子どもの成長を共に喜びあえる関係づくりに努める

④施設・事業所の特徴的な取組

佐敷こども園は、佐敷小学校に隣接する佐敷幼稚園の跡地に市内で保育所を運営している法人が公私連携幼保連携型認定こども園を受託、令和5年に開園し3年目を迎えている。平屋建てで中央に広いホールがあり、園庭も子どもが思い切り動ける十分な広さを備えている。園後方の丘に続く森も草刈り等で整備し、園庭から入れるように活用している。立地地域は幹線道路から一本中に入った畑が広がる緑豊かな場所で、静かな環境の中で子どもたちが様々な遊びを工夫し、没頭して遊び込めるよう環境構成を図る教育・保育を展開している。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	2025年5月10日～2026年3月10日
	2026年3月10日（評価結果確定日）
受審回数 （前回の受審時期）	初回

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

1. 職員が働きやすい環境を整えている。

園では職員の就業状況や意向を定期的に把握し、職場環境の整備としては、いち早く職員の休憩室2か所や事務作業スペースの確保を行っている。また、休暇制度においては、リフレッシュ休暇や独自のバースデイ休暇制度など、心身の健康を支える手厚い福利厚生を運用している。この環境整備と、経営層が直接現場の声を聞き取る対話重視の運営が、退職者が殆どいない極めて高い定着率と組織の安定に繋がっている。新人職員等に対しては、複数担当制を活かしたクラス内での指導に加え、主幹保育教諭が広い視点からサポートを行う個別的なOJTが機能している。

2. 保護者から個別に意見を受ける体制を整備し、日々向き合うように努力している。

こども園では保護者とのコミュニケーションをとる方法として、ICT業務支援システムの連絡帳機能を活用している。園での子どもの状況を送信する以外に、保護者一人ひとりから意見を受けることが可能であり、保護者が時間のある時に、ちょっとした質問事項等も含めて園に送信することができる。回答は対面で行い、確実にコミュニケーションがとれる方法として活用されている。連絡帳機能の周知は入園式で実施、ほぼ全員が登録しコミュニケーションが取れるようになってきている。ICT業務支援システムを活用し、保護者からいつでも意見を受け付ける体制として機能している。

3. 主体性を育む環境を生かした教育・保育の実践が行われている。

園では、1877㎡の広い敷地に加え、廃材コーナーを常時利用できる環境を整え、園児が思い立ったときに自由に素材を選び、遊びに取り入れられるようにしている。外遊びの際にも、身体を動かす活動と静かに過ごす活動の双方を選択できるよう配慮されており、一斉保育に偏らず園児一人ひとりの興味やその時の気持ちに寄り添った関わりが大切にされている。異年齢での関わりや、身近な素材を使った遊びを通して、園児が主体的に考え、友だちと協働しながら活動を広げていく姿が見られる。こうした日常の育ちは、公開保育や親子行事での活動を通して共有され、園の教育・保育の特色として保護者や地域に伝えられている。

◇ 改善を求められる点

1. 子どもの権利擁護とプライバシー保護に関する取り組みの充実が望まれる。

園では、不適切なかかわりについて具体的事例を示した資料の回覧や会議での振り返りを通じ、職員の理解を促している、また沖縄県の対応マニュアルを活用した研修を実施、組織としての対応力を高められるよう取り組んでいる。今後は個人情報とプライバシー保護の相違について整理し、それぞれに関する規程の作成等を含め、職員個々が子どもの権利に対する理解を通じて、日頃の教育・保育で実践できるような取り組みが望まれる。

2. 標準的な実施方法の整備・活用が望まれる。

こども園は開園3年を迎え、職員間のコミュニケーションも向上し、園の理念や方針に基づき

教育・保育を提供できるようになっている。日々の課題については園長や主幹保育教諭2人を中心に職員で率直に話し合い、対策等を実施できる状況だが、様々な教育・保育経験を長く持つ職員の知見を継承し、事故発生時におけるリスク対策等に備えるためにも標準的な実施方法をまとめておく必要がある。子どもの権利擁護やプライバシー保護に関するマニュアル等を含め、今後、園として要する分野を洗いだし標準的な実施方法の整備・活用を進めていくことが望まれる。

3. 地域に向けた子育て支援の取り組みを広げることが望まれる。

園では地域に向けた福祉的支援を開始しており、子どもが様々な体験を得られると同時に地域貢献につながる活動が実施されている。今後は立地地域の子育て支援ニーズの把握等により、認定こども園本来の機能を活かした子育て支援に取り組み、地域の未就園児や保護者に対するアプローチを充実させていくことが望まれる。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価を進めるにあたり、職員の熱意ある意見がたくさん出たことで、毎回充実した会議となった。評価結果からは自園の目指す「働きやすい環境」、子ども達にとっては「伸び伸びとした環境」が反映されていたこと、また、自園の強みや改善点を知ることができ、開園4年目ますます教育・保育の質の向上と地域からも愛される佐敷こども園を目指したい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

共通

評価項目		評価結果
I 福祉サービスの基本方針と組織		
I-1 理念・基本方針		
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
判断基準	a 法人（認定こども園）の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、保護者等への周知が図られている。	
	b 法人（認定こども園）の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。	
	c 法人（認定こども園）の理念、基本方針の明文化や職員への周知がされていない。	
コメント	理念や理念を具体化した職員の行動規範（基本方針）は策定され、パンフレットやホームページに明記され、内外に広く公開されている。保護者に対しては、園が目指す「家庭的な環境」を反映し、形式的な保護者会ではなく職員が一对一の対話を通じて丁寧に伝える工夫が見られる。職員への理念や基本方針は周知されているが、会議・研修を通じた組織的な周知は今後の課題であるため、職員の理解が深まるよう継続的・効果的な取り組みが望まれる。	
I-2 経営状況の把握		
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
判断基準	a 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	
	b 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。	
	c 事業経営をとりまく環境と経営状況が把握されていない。	
コメント	社会福祉事業の動向や地域の「子ども・子育て支援事業計画」を把握し、自園の運営に反映させている。地域の子どもの数や保護者像、潜在的なニーズに関するデータを収集・分析することで、地域の経営環境や課題を的確に抽出している。財務面においても、教育・保育コストや利用率の推移を定期的に分析し、経営の安定性を客観的に把握している。	
3	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a
判断基準	a 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	
	b 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分でない。	
	c 経営環境と経営状況の把握・分析にもとづく取組が行われていない。	
コメント	現状分析により、組織体制や人材育成、財務状況等の経営課題が具体的に抽出されている。これらの課題は3か月に一度の理事会に諮られ、役員間で共有されており、経営層が現場の状況を把握し、必要な支援を行う体制が整っている。現場においても、課題の内容が職員間で共有され、改善に向けた具体的な取り組みが計画的に進められている。	

評価項目		評価結果
I-3 事業計画の策定		
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	C
判断基準	a	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。
	b	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定しているが十分ではない。
	c	経営や教育・保育に関する、中・長期の事業計画も中・長期の収支計画のどちらも策定していない。
コメント	園では法人の理念や基本方針に基づき、単年度の事業運営を継続している。一方、理念の具現化に向けた3～5年後を見据えた将来像(ビジョン)を明示した中・長期計画は策定されていない。現状分析によって抽出された経営課題への解決策や、実施状況を客観的に評価するための数値目標、成果指標等の設定も行われていない。これらに伴い、計画の内容を定期的に見直す組織的な手順について未整備である。中・長期の事業計画および収支計画の策定について今後取り組んでいくことが望まれる。	
5	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	C
判断基準	a	単年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。
	b	単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。
	c	単年度の計画は、中・長期計画を反映しておらず、内容も十分ではない。
コメント	単年度の事業計画自体は、実行可能な具体的な内容で策定されている。単なる行事予定に留まらず、具体的な成果設定が行われており、年度ごとの振り返りや実施状況の評価が可能な仕組みが構築されている。現場の状況に即した実効性の高い計画が作成されている。 一方で、現時点では中・長期計画が策定されていないため、上位計画との連動を前提とする単年度計画の策定という要件には至っておらず、今後の早急な取り組みが望まれる。	
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
判断基準	a	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。
	b	事業計画が職員等の参画のもとで策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。
	c	事業計画が、職員等の参画のもとで策定されていない。
コメント	毎週火曜日の「週案会議」や行事後の「全体会議」、毎日のミーティング等、重層的な会議体系を通じて職員が事業計画の策定や評価に主体的に参画している。計画の進捗管理や見直しも週案会議の中で定例化されており、現場の視点を反映したPDCAサイクルが組織的に機能している。会議での検討事項は各クラス担当者を通じて速やかに共有され、職員が共通の目的を持って教育・保育に取り組む体制が整っている。	

評価項目		評価結果
7	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a
判断基準	a 事業計画を保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。	
	b 事業計画を保護者等に周知しているが、内容の理解を促すための取組が十分ではない。	
	c 事業計画を保護者等に周知していない。	
コメント	事業計画の内容は、ICT業務支援システムでの配信や「佐敷こども園だより」の発行を通じて、保護者へ周知されている。ICT業務支援システムでの通知を確認していない家庭に対しては、職員が直接説明を行うことで、保護者の理解や行事等への参加を促す工夫がなされている。職員ひとり一人が保護者の状況に応じ、デジタルと対面を組み合わせた丁寧な情報提供を行っており、園の運営に対する透明性を高めている。	
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
判断基準	a 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	
	b 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。	
	c 教育・保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われていない。	
コメント	会議等で組織的にPDCAサイクルに基づいた教育・保育の質の向上に取り組み、その内容を客観的に確認する評価体制が整備されている。 定められた基準に基づく定期的な自己評価の実施や第三者評価の受審は今回が初受審となっていることから、受審結果を組織として分析・検討する場や、その実施に伴う組織としての実施等は今後の取り組み事項である。	
9	評価結果にもとづき認定こども園として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
判断基準	a 評価結果を分析し、明確になった認定こども園として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施している。	
	b 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。	
	c 評価結果を分析し、認定こども園として取り組むべき課題を明確にしていない。	
コメント	評価を取り組む段階から職員と共に取り組み、明らかになった園の課題が職員間で共有されている。 一方で、評価結果を分析した結果や課題の文書化、その課題を職員が参画して改善策・計画を策定する仕組みの構築、および計画に基づいた実施や評価・見直しは未整備となっている。これらは今後の取り組み事項となっており、体制整備等の構築が望まれる。	

評価項目		評価結果
II 組織の運営管理		
II-1 管理者の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
判断基準	a	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。
	b	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。
	c	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにしていない。
コメント	園長は、園の経営・管理に関する方針を明確に示し、自らの役割と責任を「佐敷こども園だより」等を通じて広く表明している。会議や研修の場でも直接周知を図ることで、組織としての責任体制を確かなものとしている。園長は法人理事長を兼務しているが、理事長と園長との園務分掌を明確にしている。さらに、平常時のみならず有事や不在時の権限委任についても詳細に定めており、不測の事態においても迅速かつ組織的に対応できる体制が確立されている。	
11	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
判断基準	a	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。
	b	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。
	c	施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組は行っていない。
コメント	園長は、様々な法令等の遵守に尽力し、行政や取引事業者等との適正な関係を維持している。法令遵守に関する会議・勉強会等へ継続的に参加し、最新の知識取得に努めている。また、環境への配慮を含む幅広い分野の法令を把握し、具体的な取り組みを実践している。これらの情報は職員に対して周知されており、組織全体で法令を遵守する体制が確立されている。	
II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	教育・保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。
	b	施設長は、教育・保育の質の向上に意欲をもち、組織としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。
	c	施設長は、教育・保育の質の向上に関する組織の取組について指導力を発揮していない。
コメント	園長は、教育・保育の現状を継続的に分析し、質の向上に向けた指導力を発揮している。園長と主幹保育教諭による個別面談を通じて現場の課題を直接把握する体制が構築されており、園長自らも改善活動に積極的に参画している。園長が現場の声を吸い上げ、具体策を示す体制が整備されている。例えば、職員の意見を反映する取り組みとして「買い物リスト」を掲示し、保育環境の整備に必要な物品を申請できる具体的な仕組みを整えている。また、研修の充実を図り、職員の資質向上を支援していることは、組織全体の学びをリードする力となっている。	

評価項目		評価結果
13	経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
判断基準	a 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。	
	b 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。	
	c 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組について指導力を発揮していない。	
コメント	園長は、人事、労務、財務状況を多角的に分析し、経営改善や業務の効率化に向けた指導力を発揮している。組織の理念実現に向けた適切な人員配置や、職員が働きやすい環境の整備に具体的に取り組んでいる。改善に向けた意識は組織内で共有されており、実効性を高めるための体制が構築され、園長自らもその活動に積極的に参画している。	
II-2 人材の確保・育成		
II-2-(1) 人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	必要な人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a
判断基準	a 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しており、それにもとづいた取組が実施されている。	
	b 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。	
	c 認定こども園が目標とする教育・保育の質を確保するため、必要な人材や人員体制に関する具体的な計画が確立していない。	
コメント	必要な人材や人員体制に関する方針を確立し、専門職の配置計画に基づいた育成体制を整えている。採用面では実習生の受け入れや職員からの紹介といった、園との信頼関係を基軸とした活動が機能している。特筆すべきは退職者が殆どいないという極めて高い定着率であり、積極的な募集活動を必要としないほど安定した職場環境が維持されている事実である。職員が安心して継続できる体制は、子どもたちへの教育・保育の継続性と質の安定を支える強固な基盤となっている。現場の安定が園の信頼性を高める大きな価値を生んでいる。	
15	総合的な人事管理が行われている。	b
判断基準	a 総合的な人事管理を実施している。	
	b 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。	
	c 総合的な人事管理を実施していない。	
コメント	園の「めざす保育教諭像」を基に、期待する職員像が明確に示されており、職員への個別面談において配置等を含め説明し、確認している。職員一人ひとりの状況を把握する体制を構築している。園長による巡回や主幹保育教諭との会議を通じて、職場環境や処遇改善に関する検討が日常的に行われている。 今後は、人事基準や職員の将来像を描く総合的な仕組みづくり等に取り組むことが望まれる。	

評価項目		評価結果
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
判断基準	a 職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。	
	b 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。	
	c 職員の就業状況や意向を把握する仕組みがない。	
コメント	職員の就業状況や意向を定期的に把握し、労務管理に関する責任体制のもとで運用している。有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを継続的に確認し、健康と安全の確保に関する内容は全体会議等で周知している。個別面談や相談窓口による意向把握に努め、リフレッシュ休暇やバースデイ休暇、病気休暇制度といった福利厚生を整備している。これらの把握結果は人員体制の計画や職場環境の改善策に反映されており、人材の定着に向けた組織的な取り組みとして実施されている。	
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
判断基準	a 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。	
	b 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。	
	c 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われていない。	
コメント	園長および両主幹保育教諭が、園の「めざす保育教諭像」に基づき全職員へのヒアリングを個別に実施している。管理者層が職員一人ひとりと向き合い、対話を通じて育成の方向性を共有する体制を構築している。 今後は、個人別の目標管理制度の構築や、目標の達成度を確認する体系的な面談の実施、およびそのプロセスの明文化に取り組むことが望まれる。	
18	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
判断基準	a 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	
	b 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。	
	c 認定こども園として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されていない。	
コメント	園の重要事項説明書内に「めざす保育教諭像」を明示している。また、定期的に教育・研修計画やカリキュラムの評価・見直しを行い、改善に繋げる組織的な仕組みが機能している。 一方で、教育・保育の内容や目標を踏まえて必要とされる具体的な専門技術や専門資格を、基本方針や計画の中に明示するには至っていない。さらに、策定された教育・研修計画に基づいた体系的な教育・研修の実施についても未対応である。今後は、職員に必要とされる専門技術や専門資格の明示によって、職員への教育・研修の実施に向けた取り組み等が望まれる。	

評価項目		評価結果
19	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a
判断基準	a	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保され、適切に教育・研修が実施されている。
	b	職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分でない。
	c	職員一人ひとりについて、研修機会が確保されていない。
コメント	<p>研修報告書等を通じて職員個別の知識や専門資格の取得状況を把握し、主幹保育教諭が保育実践の状況を確認する体制を運用している。新任職員等には複数担当制による指導を行い、主幹保育教諭によるサポートを組み合わせた個別的なOJTを継続している。階層別や職種別、テーマ別の研修機会が確保されているほか、外部研修の情報提供や参加勧奨、受講に向けた組織的な配慮も実施されている。職員一人ひとりが学びを深める機会が体系的に保障されており、個々の習熟度に応じた教育・研修の実務プロセスが確立されている。</p>	
II-2-(4) 実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	c
判断基準	a	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。
	b	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムが用意されていないなど、積極的な取組には至っていない。
	c	実習生等の教育・保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備しておらず、教育・研修が行われていない。
コメント	<p>実習生の受け入れに関しては、養成校と実習内容について連携を図り、実習期間中も継続的な協力体制を維持している。学校側と調整したプログラムの運用や、実習状況の共有といった外部機関との実務的な連携は行われている。また、実習生等の育成に関する基本姿勢の明文化がされている。具体的な受け入れ手順等を定めたマニュアルの整備や、専門職種の特性に配慮したプログラムの用意、指導者に対する研修についても未対応である。今後は、専門職種の特性に配慮したプログラムの用意や指導者に対する研修等を含め、組織的に実習生を受け入れるための体制整備が望まれる。</p>	
II-3 運営の透明性の確保		
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
判断基準	a	認定こども園の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。
	b	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表しているが、方法や内容が十分ではない。
	c	認定こども園の事業や財務等に関する情報を公表していない。
コメント	<p>園の理念や基本方針、予算・決算情報等は園のホームページにて公開されている。また、園の理念や活動内容は、広報誌のポスティングや公民館、給油所への配布を通じて地域社会へ広く発信されている。苦情解決の体制についても公表されており、運営の透明性を高める組織的な取り組みが継続されている。</p>	

評価項目		評価結果
22	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
判断基準	a	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。
	b	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。
	c	公正かつ透明性の高い適正な運営・経営のための取組が行われていない。
コメント	<p>事務、経理、取引等について内部監査を定期的実施し、運営の適正性を客観的に確認している。また、外部の専門家による監査支援を導入しており、その指摘事項を経営改善に直接反映させる仕組みを運用している。一方で、事務、経理、取引等に関する具体的なルール、および各職員の職務分掌と権限・責任の範囲については、明文化および文書化には至っていない。今後は、組織内における役割分担や職員の職務分掌などの権限・責任規定の文書化に取り組み、職員へ周知することが望まれる。</p>	
II-4 地域との交流、地域貢献		
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
判断基準	a	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。
	b	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。
	c	子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っていない。
コメント	<p>法人の定款やこども園の運営規程には、地域との関わりに関する方針が記載されている。ランドセルのお下がり提供や公民館まつり、児童館の催し等、地域の情報は玄関スペースで掲示や資料を設置している。社会福祉協議会と協議し、子どもが有料老人ホームや高齢者のデイサービスへ行き交流する機会を持っている。市の敬老会へ子どもが余興参加したり、市の文化ホールや市立図書館を利用する場合には、職員が同行し付き添いを行っている。</p>	
24	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
判断基準	a	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されており、受入れについての体制が整備されている。
	b	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。
	c	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されていない。
コメント	<p>「実習・ボランティアのしおり」が作成され、基本姿勢が明文化されている。保育実習前に訪れる学生ボランティアへの受け入れ方法が記されている。近隣の小中学校からのインターンシップ受け入れの際には、「実習・ボランティアのしおり」を活用し説明を行っている。インターンシップに対する受け入れ姿勢に関しては、しおりへの追記等の検討を行うことが望まれる。</p>	

評価項目		評価結果
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	認定こども園として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
判断基準	a	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。
	b	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。
	c	子どもによりよい教育・保育を提供するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示していない。
コメント	地域の関係機関等のリストを作成し、職員室に掲示している。市内こども園・保育園の主任会議や園長会、保育士交流会等へ職員が参加し情報交換を行っている。隣接する小学校と駐車場の安全な利用に関し相談、ミラーの設置を予定している。子どもの支援に関し必要な場合は外部の専門家や関係機関と連絡体制を構築し、協議を行っている。今後は職員に対して関係機関の周知を図る取り組みが望まれる。	
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	地域の福祉ニーズ等を把握する為の取組が行われている。	b
判断基準	a	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を積極的に行っている。
	b	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っているが、十分ではない。
	c	地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握する為の取組を行っていない。
コメント	隣接する小学校や市内の保育施設、社会福祉協議会と連携し、相互に可能な取り組みに関して情報交換を行っている。今年から子どもが社協活動の「地域見守り隊」として参画する予定で、職員が同行し、子どもが「誰かのお役に立てる」という有用感を得られると同時に、地域の民生委員が不足する現状に一助となる取り組みが期待されている。今後は子育て支援への取り組み等を強化し、相談事業の体制づくりに取り組むことが望まれる。	
27	地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
判断基準	a	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を積極的に行っている。
	b	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。
	c	把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動を行っていない。
コメント	社協のボランティア登録を通じ、こども園として協力できる「地域見守り隊」への参画を開始している。市の敬老会や市のまつりのカウントダウン告知に子どもが登場し、参加を呼び掛ける取り組みに協力を行った。こども園の園庭に隣接する土地は、所有者に了解を得て草刈りを行いこども園が使わせてもらうことで、有効活用と安全な環境づくりに向けた取り組みとなっている。現在、市の合同防災訓練への参加や小学校との合同避難訓練が計画されている。今後はこれらの取り組みについて、子育て支援機能を含め計画として示していくことが望まれる。	

評価項目		評価結果
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施		
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	子どもを尊重した教育・保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
判断基準	a	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示され、組織内で共通の理解をもつための取組が行われている。
	b	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢は明示されているが、組織内で共通の理解をもつための取組は行っていない。
	c	子どもを尊重した教育・保育についての基本姿勢が明示されていない。
コメント	こども園・法人の理念や基本方針、運営規程には子どもを尊重する教育・保育について明示されている。子どもの人権については、全国保育士会作成の「人権擁護セルフチェックリスト」を使い研修を実施し、今後も定期的な振り返りを計画している。3歳児クラスから「ふわふわことば」と「ちくちくことば」について気づきを促し、互いを尊重できるような取り組みを行っている。ジェンダーに関する固定的な対応には気を付けている。また文化や国籍等により習慣が異なる場合について、保護者や子どもに説明を行う配慮を行っている。今後はこれらの基本姿勢を標準的な実施方法に取り入れ、職員への周知を進めていく取り組みが望まれる。	
29	子どものプライバシー保護に配慮した教育・保育が行われている。	c
判断基準	a	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が行われている。
	b	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した教育・保育が十分ではない。
	c	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備していない。
コメント	保護者に対してはプライバシー保護に関する方針を説明、4歳児からは肌を露出しないような着替え方法の指導を開始している。今後はプライバシー保護に関する研修の実施や、個人情報とプライバシーについての認識を整理し、組織としてプライバシー保護に関する取り決め等を整備する取り組みが望まれる。	
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	利用希望者に対して認定こども園選択に必要な情報を積極的に提供している。	a
判断基準	a	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を積極的に提供している。
	b	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。
	c	利用希望者が認定こども園を選択するために必要な情報を提供していない。
コメント	こども園の要覧は市役所に設置、必要時は園長が近隣にポスティングを行っている。こども園の要覧は毎年、変更点等を見直す等により更新している。利用希望者に対しては見学等に対応、こども園の理念や方針について要覧等を用いて説明を行っている。園児募集の広報チラシには1号認定・2号認定についての簡易な説明を記載し、保護者にわかりやすく周知できる工夫を行っている。	

評価項目		評価結果
31	教育・保育の開始・変更にあたり、保護者等にわかりやすく説明している。	b
判断基準	a	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等にわかりやすく説明を行っている。
	b	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っているが、十分ではない。
	c	教育・保育開始・変更時の同意を得るにあたり、組織が定める様式にもとづき保護者等に説明を行っていない。
コメント	こども園として、「遊びこみ」を重視する方針を保護者へ説明することになっている。入園前には希望者を募り入園のしおりや重要事項説明書の説明会を実施し、書面で同意書を取っている。5月の面談時には全員から重要事項説明書の同意を得ている。重要事項説明書の変更がある場合、進級時にも説明し書面で同意を取っている。特に細かい説明を要する場合には、主幹保育教諭等が担当し注意しながら行うようにしている。今後は入園する子どもの保護者全員に対し、入園前に重要事項説明書の説明を行う取り組みに期待したい。	
32	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b
判断基準	a	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮している。
	b	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮しているが、十分ではない。
	c	認定こども園等の変更にあたり教育・保育の継続性に配慮していない。
コメント	子どもが転園する際には指導要録を作成し郵送、引継ぎを行っている。要録等がない子どもを受け入れる場合には、元の保育所等へ連絡し情報を確認している。卒園や転園後の相談窓口として主幹保育教諭の一人を担当としており、実際に相談を受け付けている。卒園後等の窓口に関しては、担当者を明確にし連絡先等も含め周知する取り組みが望まれる。	
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
33	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
判断基準	a	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。
	b	利用者満足を把握する仕組みを整備し、利用者満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。
	c	利用者満足を把握するための仕組みが整備されていない。
コメント	子どもに対しては帰りの会等で一日の感想を発表する機会をもうける等により、満足度を確認している。保護者に対しては行事後の他、年度末に教育・保育全体に関するアンケートを実施している。保護者会は負担軽減のため特に結成を促しておらず、日々の登降園時や公開保育時等以外にも、ICT業務支援システムの連絡帳機能にていつでも園へ直接意見を述べるができる。行事後のアンケートでは行事開催時の駐車場に関する課題等が挙がり、管理職によりアンケート内容について検討し、改善策につなげている。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
判断基準	a	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。
	b	苦情解決の仕組みが確立され、保護者等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。
	c	苦情解決の仕組みが確立していない。
コメント	法人の苦情解決体制については、玄関ホールと重要事項説明書に掲載されている。入園式で保護者用SNSツールについて説明し、個別に意見を受け付ける旨を伝えている。意見内容への回答は検討の上で公表するか判断し、内容に応じて申出者に確認、園だよりに掲載している。意見箱に寄せられた内容には回答しているが協議した記録がされておらず、今後は検討・回答状況まで記録を行うことが望まれる。	
35	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b
判断基準	a	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを保護者に伝えるための取組が行われている。
	b	保護者が相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備されているが、そのことを保護者に伝えるための取組が十分ではない。
	c	保護者が相談したり意見を述べたい時に、方法や相手を選択できない。
コメント	入園式では、保護者用SNSツールが活用できる旨説明を行い、一人ひとりから意見を受け付けることを伝えている。園からの状況報告は一斉送信となっているが、保護者からは日々意見が挙がり、一つひとつに主幹保育教諭等も含め回答を検討、対面で返答している。時間をとって話し合い等を行う際には、職員室の中や静かなスペースを選んで使用する等の配慮を行っている。今後はこういった個別の意見を受け付ける仕組みが構築されていることについて文書を配布し、周知する取り組みが望まれる。	
36	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
判断基準	a	保護者からの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。
	b	保護者からの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。
	c	保護者からの相談や意見の把握をしていない。
コメント	意見箱は玄関の外に設置し、毎日確認している。日頃の教育・保育内容や行事後等に関し意見を受けた際には対応策を検討し、園だよりに回答を掲載している。返答に時間がかかる場合には、組織として対応するために上司へ確認を要することを説明している。一人ひとりの保護者からの意見に丁寧に向き合うよう努めているが、今後は対応マニュアルの作成について検討し職員で活用していくことが望まれる。	

評価項目		評価結果
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
判断基準	a	リスクマネジメント体制を構築し、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集と要因分析と対応策の検討・実施が適切に行われている。
	b	リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。
	c	リスクマネジメント体制が構築されておらず、子どもの安心と安全を脅かす事例を組織として収集していない。
コメント	園では危機管理担当として主幹保育教諭の一人を配置し、管理職全体で対策に取り組んでいる。ヒヤリハット事例の記録は日々の申し送りに記載し職員用連絡ツールアプリにて周知、事故発生時の記録は週案会議や朝のミーティング等で対策について検討を行っている。園外での事故事例等については、市役所等からの情報を元に回覧し職員に周知している。今後は事故やヒヤリハット事例に対する対策の評価・振り返りを行う他、外部の事故防止研修への参加する等の取り組みが望まれる。	
38	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
判断基準	a	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備し、取組を行っている。
	b	感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急時の子どもの安全確保について組織として体制を整備しているが、取組が十分ではない。
	c	感染症の予防策が講じられていない。
コメント	園では「保育所における感染症対策(こども家庭庁令和6年版)」をマニュアルとして設置している。感染症罹患児の情報については玄関での掲示とICT業務支援システムによる連絡帳機能にて周知している。園内での感染を避けるため、大人数での教育・保育を実施しないようにする等の対策を講じている。今後は感染症に関する管理体制を見直し、感染症マニュアルの周知や園内での勉強会の実施等に取り組むことが望まれる。	
39	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a
判断基準	a	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。
	b	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。
	c	地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っていない。
コメント	災害時の対応体制については、災害対策マニュアルを策定し、立地条件等を踏まえた想定のもと、建物・設備や教育・保育の継続に必要な対策が講じられている。子ども、保護者及び職員の安否確認方法を定め、全職員に周知しているほか、各クラスには災害時に備えたリュックを常備し、迅速な対応が図れるよう工夫している。また、安全計画に沿って毎月1回の避難訓練を実施するとともに、年1回は消防署と合同での避難訓練を行い、防災対応力の向上に努めている。食料や備品類については備蓄リストを作成し管理者を園長としている。今後は、備蓄リストの計画的な点検や更新の時期を明確にし継続的な見直しにも期待したい	

評価項目		評価結果
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保		
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	教育・保育について標準的な実施方法が文書化され、教育・保育が提供されている。	b
判断基準	a 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化され、それにもとづいた教育・保育が実施されている。	
	b 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた教育・保育が実施が十分ではない。	
	c 教育・保育について、標準的な実施方法が文書化されていない。	
コメント	開園し3年目、行政等からの情報を元に少しずつマニュアル類の作成・整備を開始している。職員間のコミュニケーションが良好で、密に情報交換を行い、日々の業務や教育・保育に関する協議事項を話し合っており、マニュアル類の作成が追いついていない状況である。今後は職員間で暗黙の合意となっている業務の洗い出しや手順の作成等に取り組み、質の向上に向けた下地作りを進めていくことが求められる。	
41	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	c
判断基準	a 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定め、仕組みのもとに検証・見直しを行っている。	
	b 標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。	
	c 標準的な実施方法について、組織的な検証・見直しの仕組みを定めず、定期的な検証をしていない。	
コメント	マニュアル類の作成・整備を進めている途中であり、それらの見直しに関する組織としての取り決めは今後の作成が待たれている。災害計画等、マニュアルとして活用している計画の一部は年度末に見直しを行っている。今後はマニュアルと計画類の使い方・相違について組織として検証を行い、必要な見直しの方法等について定める等の取り組みが望まれる。	
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a
判断基準	a アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しており、取組を行っている。	
	b アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。	
	c アセスメントにもとづく指導計画を作成するための体制が確立していない。	
コメント	月の指導計画は教育課程を元に作成され、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が反映されている。指導計画はクラス担任が原案を作成し、主幹保育教諭と園長が最終確認を行っている。入園前に保護者へ児童票やアレルギー指示書を提出依頼、入園後も身体測定や歯科・内科健診等を含め継続してアセスメントを行っている。個別の指導計画には保護者からの要望を記載、外部の支援者を含む様々な職種の意見をもとに計画が作成されている。週案は毎週振り返りを実施、難しい支援に関しては外部の専門家の意見をふまえた上で、教育・保育が提供されている。	

評価項目		評価結果
43	定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	b
判断基準	a	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施している。
	b	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施しているが、十分ではない。
	c	指導計画について、実施状況の評価と計画の見直しに関する手順を組織として定めて実施していない。
コメント	<p>年単位の指導計画は会議にて年度末に見直しを行っている。月案の見直しは各クラス単位で検討し、主幹保育教諭へ報告がある。週案等の実施において見直しが発生した場合には赤字で記録している。各指導計画の振り返りに評価を記録し、次の計画への反映がなされている。天候などにより緊急に計画変更を要する際には、関係する職員にもれなく周知するようにしている。今後は計画類の見直しについて、組織としての仕組みを定め実施していくことが望まれる。</p>	
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	子どもに関する教育・保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
判断基準	a	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。
	b	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。
	c	子ども一人ひとりの教育・保育の実施状況が記録されていない。
コメント	<p>入園前および入園時には、園で定めた様式の生活調査票を用いて、子どもの発達状況や生活状況を把握している。個別の指導計画に基づく教育・保育の実施状況についても、記録により確認できる体制が整えられている。記録内容や書き方に職員間で差異が生じないように職員への指導や共有を行うなどの工夫がなされている。また、情報の流れを明確にし、毎週火曜日のミーティングに加え、職員用連絡ツールアプリや申し送り簿を活用して日常的な情報共有を行っている。さらに、ICT業務支援システムの既読確認機能を用い、未読の職員に対しては個別に声かけを行うなど、確実な周知が図られている。</p>	
45	子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
判断基準	a	子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。
	b	子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。
	c	子どもに関する記録の管理について規程が定められていない。
コメント	<p>個人情報保護規程に基づき、子どもの記録の保管・保存・廃棄および情報提供に関する取扱いが定められており、運営規程においても秘密保持や記録整備について規定し、こども園における個人情報の取扱いについては、保護者から署名により同意を得ている。子どもに関する情報は園長および主幹保育教諭が管理し、事務所外への持ち出しを禁止するとともに、指導要録等の記録はデータ管理のうえ金庫で保管するなどの管理が行われている。また、職員に対しては個人情報保護の観点から教育や研修を行い、規程の理解と遵守が図られている。今後は、記録管理の責任者を明確に設置することで、管理体制の一層の強化を図ることが望まれる。</p>	

		評価項目		評価結果
内容	A-1 子どもの権利擁護、子ども本位の教育・保育			
	A-1-(1) 子どもの権利擁護			
46	A①	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。		c
	判断基準	a	子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	
		b	子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。	
		c	子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。	
コメント	主幹保育教諭が中心となり、定期的に職員研修を実施している。研修では、不適切保育セルフチェックを活用しながら、子どもの権利や適切な関わりについて職員全体で考える機会を設けており職員の意識向上に繋がっている。今後は、子どもの権利擁護に関する規程やマニュアル等の整備を行い、職員への周知と実践に向けた取り組みの強化が望まれる。			
A-2-(1) 教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画の作成				
47	A②	認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づく教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成している。		b
	判断基準	a	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成している。	
		b	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成しているが、十分ではない。	
		c	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、認定こども園の理念、教育・保育の方針や目標に基づき作成していない。	
コメント	教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画は、児童憲章や教育基本法などの趣旨を踏まえ、こども園の理念や教育・保育要領に基づいて作成されている。養護と教育の両面から園児の発達や家庭状況に応じた計画づくりが行われ、職員も参画しながら教育・保育内容の実践と結びついた内容としている。地区の民生委員の不在等により地域状況の把握には課題を抱えつつ、社会福祉協議会のボランティアセンターと連携を開始している。今後は子育て支援の計画を加え、全体的な計画のPDCAサイクルを構築していくことが望まれる			
A-2-(2) 環境を通して行う教育及び保育の一体的展開				
48	A③	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。		a
	判断基準	a	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	
		b	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備しているが、十分ではない。	
		c	生活にふさわしい場として、園児が心地よく過ごすことのできる環境を整備していない。	
コメント	園内の環境は、温度・湿度・換気・採光・音などが常に適切に保たれるよう配慮されており、園児が安心して過ごせる空間づくりに努めている。設備や用具、寝具の衛生管理も行き届いており、クラス内では、手作りのパーテーションを利用しながら家具や遊具の配置にも工夫を行っている。また、一人で過ごしたい園児が落ち着けるよう、ホールの絵本コーナーにくつろげる場所を確保している。			

		評価項目	評価結果
49	A④	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。	a
	判断基準	a	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っている。
		b	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っているが、十分ではない。
		c	一人ひとりの園児を受容し、園児の状態に応じた教育・保育を行っていない。
コメント	<p>入園前に家庭との面談を行い、園児の発達や家庭環境を丁寧に把握した上で教育・保育を行っている。日々の活動では、活動ごとに園児と保育教諭が円になって振り返りを行い、園児の気持ちや感じたことを言葉にする機会を設けている。こうした取り組みを通して、一人ひとりの欲求や思いを受け止め、安心して自己表現できるよう努めている。また、不適切保育防止の研修を取り入れ、職員全体で教育・保育の振り返りを行い、園児に分かりやすい言葉づかいでおだやかに話しかけることや、せかしたり制止したりする言葉を不必要に用いないよう意識する取り組みへとつなげている。</p>		
50	A⑤	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a
	判断基準	a	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。
		b	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っているが、十分ではない。
		c	園児が基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っていない。
コメント	<p>一人ひとりの園児の発達や生活リズムに合わせて、基本的な生活習慣が身につくよう配慮している。月案や週案の指導計画の中に基本的な生活習慣の記載があり習得に向けた援助を行っている。手洗い・うがい・ハンカチの使用などの生活習慣について、園児が自分から意識して取り組めるよう支援している。歯の模型を用いた歯磨き指導を通して、生活習慣の大切さを園児が理解できるよう働きかけている。</p>		
51	A⑥	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。	a
	判断基準	a	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開している。
		b	園児が主体的に活動できる環境を整備し、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育を展開しているが、十分ではない。
		c	園児が主体的に活動できる環境の整備や、園児の生活と遊びを豊かにする教育・保育が展開されていない。
コメント	<p>園では、外遊びの際にも園庭で身体を動かす遊びだけでなく、テラス側で静の遊びを選択できるようにするなど、園児一人ひとりの興味や気持ちに応じた過ごし方に配慮している。遊びの中で進んで身体を動かす経験を大切にするとともに、戸外・園外活動では、いちょうやどんぐりなど自然のものを取り入れ、季節の移り変わりを感ぜられる製作活動を行っている。また、活動ごとに園児が思いや考えを言葉で伝え合う場を設け、友達との関わりを通して気持ちを整理する力が育まれるよう保育教諭が援助している。</p>		

		評価項目	評価結果
52	A⑦	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	該当児童が在籍しないため記載せず		
53	A⑧	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	
	判断基準	a	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	該当児童が在籍しないため記載せず		
54	A⑨	3歳以上児の教育・保育において、適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	適切な環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
		c	適切な環境、教育・保育の内容や方法に配慮されていない。
コメント	<p>広い敷地と園庭環境を生かし、異年齢児と一緒に活動できる時間を多く設け、遊びを通した主体的な学びが展開されている。園庭で走ったり芝生の丘で遊ぶほか、園内には廃材コーナーが設けられ、園児が自由に素材を選んで使える環境のもと、テラスでのままごとや廃材遊びが木の实を使ったお店屋さんごっこへと発展するなど、園児が十分に遊び込める環境が整えられている。こうした園児の育ちや協同的な活動の様子については、公開保育や運動会、発表会等の行事を通して保護者や地域、就学先の小学校等に伝えてきたほか、近年は保護者が園児と一緒に楽しみ、育ちを実感できるよう、親子レクリエーションへと内容を見直すなどの工夫が行われている。</p>		

		評価項目	評価結果
55	A⑩	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	b
	判断基準	a	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。
		b	障害のある園児が安心して生活できる環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮しているが、十分ではない。
c		障害のある園児が安心して生活できる環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	コメント	園では、建物や設備について障害の状況に応じた環境整備や、園児が安心してひとりになれる空間づくりに配慮するとともに、モニタリング会議やコーディネーター会議において園児一人ひとりの特性を共有し、指導・援助に活かしている。保護者との連携を密にし、必要に応じて医療機関や専門機関から助言を受けながら、園生活が円滑に送れるよう支援している。個別の指導計画についてはクラスの月案にねらいを掲示し、月末の評価も記載するようにしている。今後は他の保護者へ障害のある園児の教育・保育に理解を促すための情報提供について、さらなる工夫が望まれる。	
56	A⑪	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容や方法に配慮している。	a
	判断基準	a	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮している。
		b	それぞれの園児の在園時間を考慮した環境を整備し、教育・保育の内容に配慮しているが、十分ではない。
c		それぞれの園児の在園時間を考慮した保育環境の整備、教育・保育の内容や方法に配慮していない。	
	コメント	園児の状況については、職員の連絡ツールアプリ等を活用し、遅番職員から翌日の朝の職員へ引継ぎを行っている。また、1号認定園児には長期休暇中にはがきを送付し園とのつながりを保つとともに、ICT業務支援システムで園の日々の活動を伝えている。加えて、長期休暇中には夜まで保育を開催し、普段とは異なる特別な体験を楽しめる機会を設けている。	
57	A⑫	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づく、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a
	判断基準	a	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。
		b	小学校との連携、就学を見通した計画（接続）に基づいて、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮しているが、十分ではない。
c		小学校との連携や就学を見通した計画（接続）、教育・保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮をしていない。	
	コメント	園では、計画の中に小学校との連携や就学に関する事項を位置づけ、それに基づいた教育・保育を行っている。年長児については、1月頃に保護者との面談を実施し、就学に向けた生活や心構えを共有するとともに、就学前には学童保育に関する案内を行っている。また、牛乳パックのたたみ方など身近な生活動作を取り入れ、小学校生活を具体的にイメージできるよう配慮している。保育教諭等と小学校教員との意見交換や情報共有を通じ、就学に向けた連携に努めており、小学校入学後には、授業前にこども園での活動に近づけた「わくわくタイム」を設けるなど、安心して学校生活を始められる工夫が導入されている。	

		評価項目	評価結果
A-2-(3) 健康管理			
58	A ⑬	園児の健康管理を適切に行っている。	a
	判断基準	a 園児の健康管理を適切に行っている。	
		b 園児の健康管理を適切に行っているが、十分ではない。	
		c 園児の健康管理を適切に行っていない。	
	コメント	園では、園児の健康管理に関するマニュアルを整備し、年間保健計画を策定したうえで、一人ひとりの園児の心身の健康状態を把握している。体調不良やけがについては、ミーティングや申し送り用紙を通して職員間で共有し、保護者へ速やかに伝えとともに、事後の確認を行っている。既往症や予防接種の状況など、園児の健康に関わる情報については、保護者から常に必要な情報が得られるよう努めている。また、園には未満児はいないものの、乳幼児突然死症候群(SIDS)については文書を用いて保護者への周知を行い、園の健康に関する方針や取り組みを丁寧に伝えている。	
59	A ⑭	健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	a
	判断基準	a 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映している。	
		b 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映しているが、十分ではない。	
		c 健康診断・歯科健診の結果を教育・保育に反映していない。	
	コメント	健康診断・歯科健診の結果については記録を行い、必要な内容を関係職員間で共有することで、園児一人ひとりの健康状態の把握に努めている。歯科健診後には歯の模型を用いた給食後の歯磨き指導を行ったり、エプロンシアター・紙芝居を用いるなど、園児が歯の役割や磨き方を視覚的に理解できるよう工夫しながら、日々の教育・保育に生かした取り組みを行っている。健康診断・歯科健診の結果については保護者へ丁寧に伝え、家庭での生活に生かされるよう配慮するとともに、受診が必要な場合には受診状況やその後の経過についても把握を行っている。	
60	A ⑮	アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	b
	判断基準	a アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	
		b アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、医師からの指示を受け適切な対応を行っているが、十分ではない。	
		c アレルギー疾患、慢性疾患等のある園児について、適切な対応を行っていない。	
	コメント	アレルギー疾患のある園児に対しては、各種ガイドラインを踏まえ、医師からの指示書に基づき個別対応を行っている。エピペン講習を実施し、エピペン保管園として体制を整えるとともに、食事提供時にはトレイの色を変えるなど、他の園児との相違に配慮した対応を行っている。保護者との連携も密にし、園生活に安心して参加できるよう支援している。現在、慢性疾患のある園児はいないが、研修等を通じて慢性疾患についても理解を深め、今後備えた体制づくりを期待したい。	

評価項目		評価結果
A-2-(4) 食事		
61	A⑯ 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
判断基準	a 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	
	b 食事を楽しむことができるよう工夫をしているが、十分ではない。	
	c 食事を楽しむことができる工夫をしていない。	
コメント	食に関する豊かな経験ができるよう食育計画を策定し、指導計画に位置づけた取り組みを行っている。園の畑でジャガイモ等を育て、収穫した野菜を使ったカレーパーティーを実施するなど、栽培計画に沿って食への関心を高める工夫がされている。食事の場面では、「もぐもぐタイム」を設け、落ち着いて味わって食べられる環境づくりに努めている。園児の発達や個人差に応じて援助を行い、バイキング形式により自分で量を調整できるよう配慮している。献立表や毎日の献立画像についてはICT業務支援システムを活用して家庭へ配信し、家庭と連携した食育の取り組みが行われている。	
62	A⑰ 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	b
判断基準	a 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	
	b 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供しているが、十分ではない。	
	c 園児がおいしく安心して食べることのできる食事を提供していない。	
コメント	給食業務は外部委託として実施されているが、2か月に1回給食会議を設け、残食の状況や検食簿の内容を共有しながら献立や調理方法の見直しを行っている。園児一人ひとりの発育状況や体調、食べる量や好みを踏まえた配慮や、季節感や地域の食文化・行事食を取り入れた献立づくりが工夫されている。衛生管理についてもマニュアルに基づき適切に行われている。今後は、委託先の調理師・栄養士が定期的に園を訪れ、食事の様子を直接把握し、園児の実態に即した献立・調理に一層反映させていくことが望ましい。	
A-3 子育て支援		
A-3-(1) 家庭との緊密な連携		
63	A⑱ 園児の生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b
判断基準	a 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っている。	
	b 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っているが、十分ではない。	
	c 園児の生活を充実させるために、保護者が安心して子育てできるよう家庭との連携を行っていない。	
コメント	連絡帳やICT業務システムを活用した日常的なやり取りにより、家庭との継続的なコミュニケーションと情報共有が図られている。年2回の個人面談を通して、園児一人ひとりの育ちや園での様子を保護者と丁寧に共有し、継続した支援につなげている。教育・保育の内容についても、行事や面談等の機会を通じて説明し、保護者の理解を得るよう努めている。子育てに関する相談には、保護者の意思や家庭の状況を尊重して対応しており、新人保育教諭については、相談があった際に主幹保育教諭に相談できる体制が整えられている。登降園時に保護者等との連携をメモする様式を準備し、職員間で共有されている。今後は記録内容をより整理・活用できる方法を検討することに期待したい。	

		評価項目	評価結果
A-3-(2) 地域の子育て家庭への支援			
64	A ⑱	地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	c
	判断基準	a 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っている。	
		b 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるよう支援を行っているが、十分ではない。	
		c 地域の子育て家庭の保護者が、安心して子育てができるようにするための支援を行っていない。	
	コメント	地域の子育て家庭に向けて、園の掲示や日常の関わりを通じて、子育てに関する場所や情報の提供を行っている。社会福祉協議会等の関係機関と連携する取り組みもはじめており地域の人々との連携、相談内容の記録や共有の方法については、さらなる整理が求められる。今後は、認定こども園の特性を生かし、地域の人々や関係機関との連携の幅を広げるとともに、相談支援体制の一層の充実を図っていくことが望まれる。	
65	A ⑳	家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
	判断基準	a 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	
		b 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めているが、十分ではない。	
		c 家庭での不適切な養育(虐待)等の疑いのある園児の早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めていない。	
	コメント	不適切な養育(虐待)等の兆候を見逃さないよう、不適切な養育等の可能性を感じた場合には、園内で情報を共有し、主幹保育教諭と協議する体制を整えている。運営規程には虐待防止に関する措置を定めており、保育教諭は、送迎時等に保護者の表情や様子にも目を向け、必要に応じて保護者と面談を実施するなど、予防的な関わりを行っている。また、虐待対応マニュアルを整備し、職員研修において虐待予防チェックシートを利用しながら家庭での不適切な養育防止について学びを深める取り組みを実施している。	
A-3-(3) 園児への不適切な関わりの防止等			
66	A ㉑	園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	判断基準	a 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいる。	
		b 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいるが、十分ではない。	
		c 園児に対する不適切な関わりの防止と早期発見に取り組んでいない。	
	コメント	不適切な関わりについては、具体的な事例を示した資料を回覧し、職員一人ひとりが内容を確認したことを把握、理解の徹底を図っている。また、会議等において不適切な関わりが行われていないかを振り返る機会を設け、日常の教育・保育の確認を行っている。届出・通告制度については、沖縄県の「県内の保育所等による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応マニュアル」を活用し、研修等を通じて職員への周知・理解を進めている。園児に対しては、絵本を用いてプライベートゾーンの大切さを分かりやすく伝えている。	